

答申第 320 号

平成 18 年 5 月 9 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 17 年 9 月 16 日付けで諮問された歴史的風土特別保存地区内行為許可申請書等一部非公開の件（諮問第 360 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成 15 年度及び平成 16 年度に神奈川県が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法に基づいて買い入れた土地に係る歴史的風土特別保存地区内行為（行為変更）許可申請書及び位置図並びに歴史的風土特別保存地区買入れ状況のうち、次に掲げる部分は、公開すべきである。

- (1) 歴史的風土特別保存地区内行為（行為変更）許可申請書の「行為の種類」
- (2) 歴史的風土特別保存地区内行為（行為変更）許可申請書の個人の申請者の印影
- (3) 歴史的風土特別保存地区内行為（行為変更）許可申請書及び位置図のうち、代理人である法人等の名称、郵便番号、所在地及び電話番号並びに代表者の役職名、氏名及び印影
- (4) 歴史的風土特別保存地区買入れ状況のうち、「用地費」

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成 17 年 8 月 8 日付けで、歴史的風土特別保存地区（以下「本件地区」という。）内行為（行為変更）許可（以下「本件許可」という。）申請書（以下「本件許可申請書」という。）及び位置図（以下「本件許可申請書等」と総称する。）並びに本件地区買入れ状況のうち、平成 15 年度及び平成 16 年度に神奈川県（以下「県」という。）が買い入れた土地（以下「本件土地」という。）に係るもの（以下「本件行政文書」と総称する。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 県による本件土地の買入れは、本件地区内の土地所有者の本件地区内行為（行為変更）許可申請（以下「本件申請」という。）に対して、知事が不許可とした結果、土地所有者から本件土地の買入れの申出を受け

たことによる。

本件土地の買入れ費用は税金であり、県民の財産となった本件土地の購入経緯を明らかにすることは、行政として当然の行為である。本件土地の購入経緯を知るための重要な情報が、本件許可申請書等にある「行為の種類」である。この「行為の種類」が明らかにならないと、本件申請に対する知事の不許可の妥当性が判断できないため、本件土地の購入という税金の使途の当否も分からないので、公開を求める。

イ 本件処分は、行政文書一部公開決定通知書の「公開することができない部分及び理由」に記載のない本件許可申請書等の「行為の種類」を非公開としているが、承服し難い。

ウ 京都市に同種の文書を公開請求したところ、本件許可申請書の「行為の種類」は公開され、その内容が明らかになっており、実施機関は、本件許可申請書等の「行為の種類」を非公開とした理由を説明すべきである。

エ 仮に、実施機関が本件許可申請書等の「行為の種類」を神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号又は第2号に該当することから非公開としたとしても、本件許可申請書等で許可を求めた行為は、すべて不許可になっており、個人又は法人の申請者は、当該行為を行っていない。

したがって、本件許可申請書等の「行為の種類」が明らかになっても、申請者である個人の権利利益又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない。

3 実施機関（環境農政部緑政課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（1）本件行政文書について

本件土地の数、金額、所在地及び面積が分かる文書並びに買入れに至る経緯が分かる文書が公開請求され、本件行政文書を特定した。

（2）条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

本件行政文書のうち、次に掲げる情報（以下「個人印影等」と総称する。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

（ア）本件申請が個人からのものである場合の申請者（以下「個人申請者」という。）の印影及び電話番号

（イ）個人申請者の「行為の種類」及び「用地費」（土地の買入れ価額）

（ウ）代理人（法人及び事業を営む個人を除く。）の郵便番号、住所、氏名、印影及び電話番号

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

個人印影等は、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

（3）条例第5条第2号該当性について

本件行政文書のうち、次に掲げる情報（以下「法人印影等」という。）は、法人に関する情報であって、公開すると、法人活動に際して、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当する。

ア 本件申請が法人からのものである場合の申請者（以下「法人申請者」という。）の「行為の種類」及び「用地費」（土地の買入れ価額）

イ 代理人（法人及び事業を営む個人に限る。）の名称、郵便番号、所在地及び電話番号

ウ 代理人である法人の代表者の役職名、氏名及び印影（以下イ及びウを「代理人名称等」と総称する。）

4 審査会の判断理由

（1）本件行政文書について

歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下「法」という。）は、わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上に寄与することを目的としている。

また、特別の措置として、本件地区内の土地を、一定の条件のもと、土地所有者から土地の買入れの申出があった場合に、当該土地を買入れるものとしている。

本件行政文書は、平成 15 年度及び平成 16 年度に県が法に基づいて買入れた土地に係る許可申請書及び位置図並びに本件地区買入れ状況を記載した文書である。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 個人印影等は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開することとされている。

(イ) 個人の印影について

個人の印影は、従来から氏名と同一視又はこれに準じて取り扱っており、個人申請者の氏名は、不動産登記簿に公示され、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められていることから、その印影についても、条例第 5 条第 1 号ただし書アに該当すると判断する。

(ウ) 「行為の種類」について

a 本件許可申請書等にある「行為の種類」は、法第 8 条第 1 項各号

に掲げられた行為であり、その実施には、知事の許可が必要とされている。個人申請者は、同許可が行われなかったことから、その所有する土地の利用に著しい支障をきたすことになったので、本件土地の買入れの申出を県に行い、買い取られた者である。

- b 不服申立人は、本件許可申請書等にある「行為の種類」について、本件許可申請書等による申請がすべて不許可になっており、当該行為を行っていないことから、「行為の種類」を公開しても、個人申請者である個人の権利利益又は法人申請者である法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがない旨主張している。
- c 本件許可申請書等にある「行為の種類」は、本件申請に対する不許可の妥当性を判断する重要な情報であり、また、県には、本件土地の買入れに関する説明責任があると認められる。

したがって、本件許可申請書等にある「行為の種類」は、公にすることが予定されている情報であり、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。

(エ)「用地費」(土地の買入れ価額)について

- a 法第11条において、県が本件申請土地の買入れをする場合の土地の価額は、時価とされ、その算定は、政令で定めるところにより、評価基準に基づいて算定しなければならないとされている。

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令第9条において、県が土地の買入れをする場合の土地の価額は、不動産鑑定士等による近傍類地の取引価額等を考慮して算定した相当な価額とされている。
- b 当審査会が実施機関に確認したところ、県は、買入れの対象土地ごとに2者による不動産鑑定を行い、その平均価額をもって、「用地費」(土地の買入れ価額)としている。

このように算定された「用地費」は、契約当事者間の自由な交渉の余地が少ない客観的な価額であること、本件土地が県により買入れられた事実は、不動産登記簿に登記され公示されているので、本件土地の形状、地積等は、容易に調査できる事項であることから、

本件土地の価額は、推認し得る一定範囲の価額であり、一般人にもおおよその見当をつけることができるものと認められる。

したがって、本件行政文書のうち、「用地費」は、公にすることが予定されている情報と考えられることから、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。

(オ) 個人申請者の電話番号並びに代理人(法人及び事業を営む個人を除く。)の郵便番号、住所、氏名、印影及び電話番号は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号本文該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができるものと規定している。

ア 法人申請者に係る本件許可申請書等の「行為の種類」について

前記(2)イ(ウ)に記載したとおり、本件許可申請書等の「行為の種類」は、公にすることが予定されている情報であることから、公開しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、同号本文に該当しないと判断する。

イ 法人申請者に係る本件許可申請書等の「用地費」(土地の買入れ価額)について

前記(2)イ(エ)に記載したとおり、「用地費」は、公にすることが予定されている情報であることから、公開しても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないので、同号本文に該当しないと判断する。

ウ 代理人名称等について

代理人名称等は、公開しても、単に本件許可申請書等の代理人である

ことが明らかになるだけで、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、同号本文に該当しないと判断する。

5 付言

実施機関は、本件処分に係る行政文書一部公開決定通知書の「公開することができない部分及び理由」欄に記載のない部分をも非公開としているが、実施機関においては、今後、このようなことがないよう、適切な公開に努める必要がある。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 9 月20日	諮問書を受理
9 月26日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10月28日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11月 2 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
11月18日	不服申立人から意見書を受理
平成18年 2 月 8 日 (第53回部会)	審議
3 月27日 (第54回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉 準一	首都大学東京教授	
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成18年5月9日現在）（五十音順）